

議案第58号

三田市福祉医療費の助成に関する条例及び三田市子育て支援のための
医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市福祉医療費の助成に関する条例及び三田市子育て支援のための医療費の助
成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年5月24日

三田市長 田村克也

三田市条例第 号

三田市福祉医療費の助成に関する条例及び三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(三田市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 三田市福祉医療費の助成に関する条例(平成4年三田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第17号中「第41条の3の3第2項」を「第41条の3の11第2項」に改める。

(三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例(平成22年三田市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「第41条の3の3第2項」を「第41条の3の11第2項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。